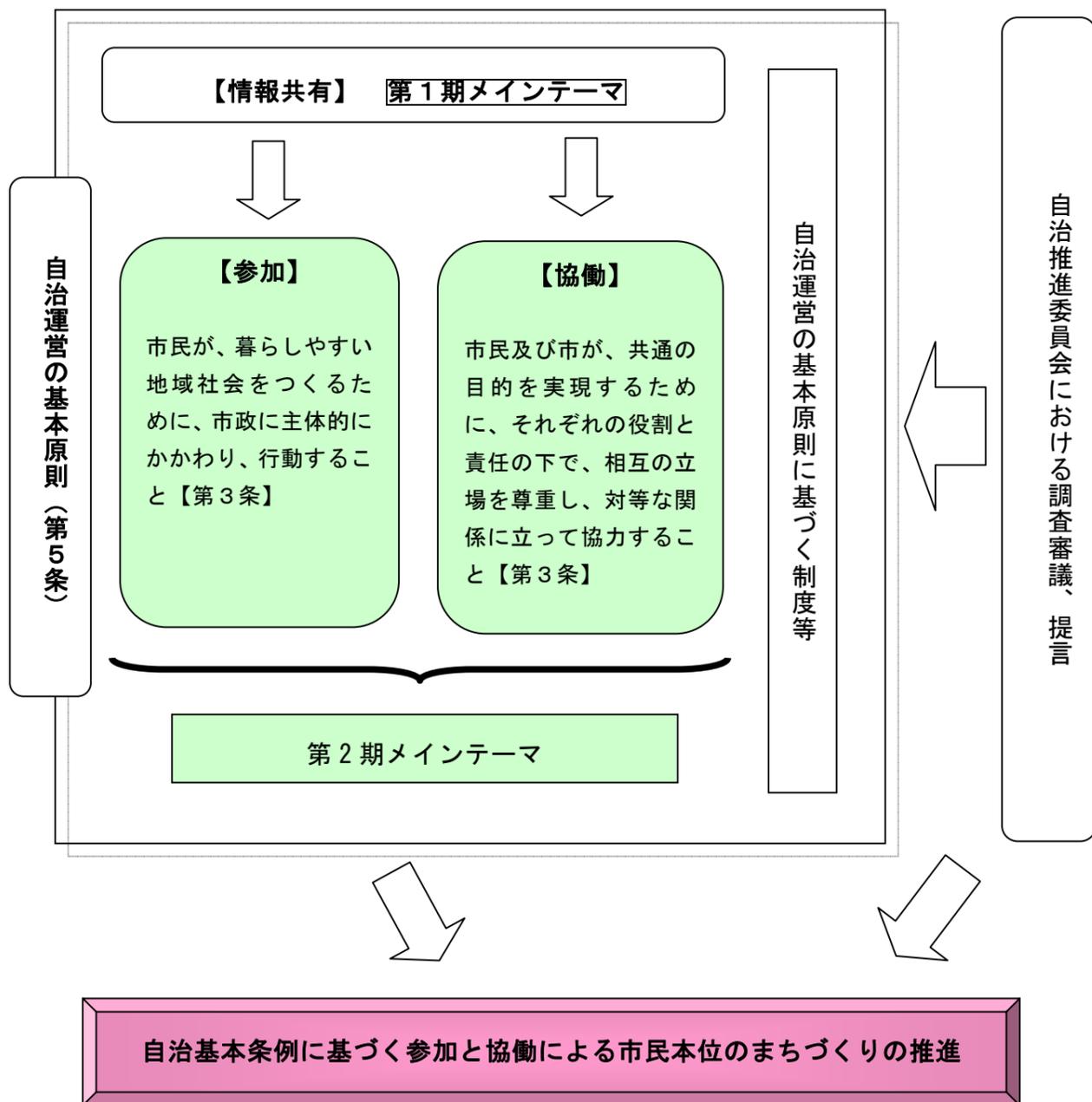


参加と協働の仕組みについて

1 自治運営の基本原則



第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

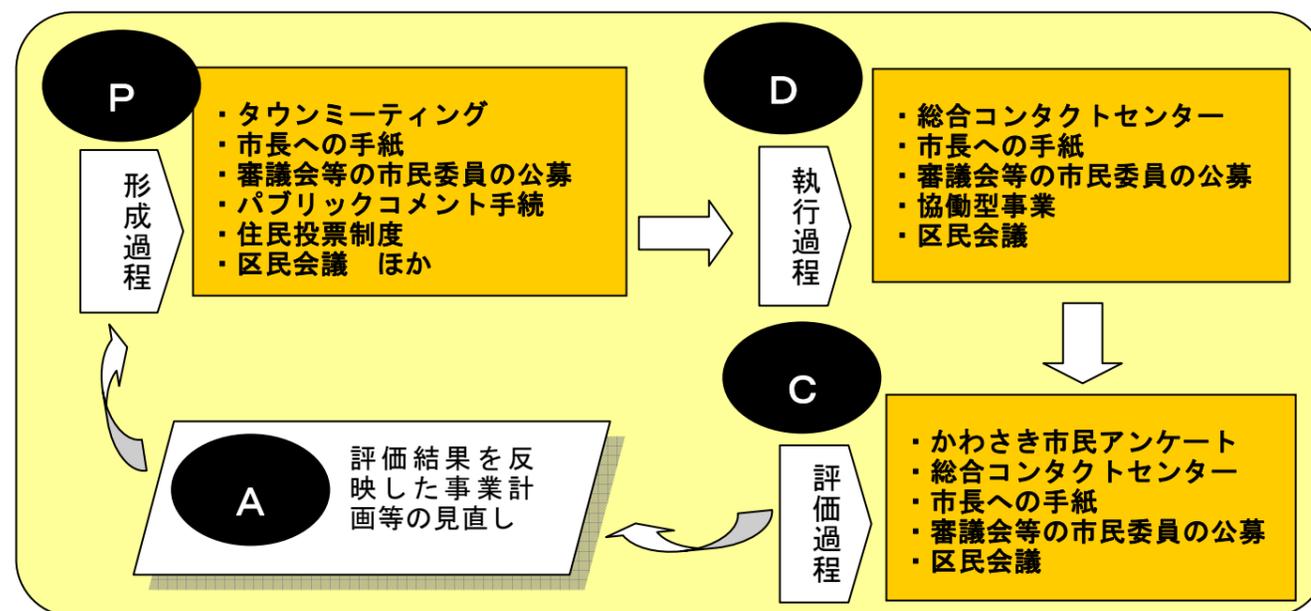
第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

2 PDCAサイクルにおける参加と協働

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。



自治基本条例上の位置づけ	主な参加、協働の手法一覧	政策への参加過程		
		形成	執行	評価
第28条 多様な参加の機会の整備等	タウンミーティング			
	住民説明会			
	公聴会(都市計画法等)			
	かわさき市民アンケート			
	総合コンタクトセンター			
	市長への手紙			
第29条 審議会等の市民委員の公募	審議会等の市民委員の公募			
第30条 パブリックコメント手続	パブリックコメント手続制度			
第31条 住民投票制度	住民投票制度			
第32条 協働推進の施策整備等	協働型事業			
第22条 区民会議	区民会議			

平成20年11月26日
第1回川崎市自治推進委員会
資料5

第1章 総則

- 市民自治の基本理念（前文・第4条）
- 目的（第1条）
- 条例の位置付け（第2条） → **自治の基本を定める最高規範**
- 「市民」「参加」「協働」の定義（第3条）
※市民＝本市の区域内に住所を有する人、通勤・通学者、事業者、市民活動団体等
- 自治運営の基本原則（第5条）
 - ・情報共有の原則
 - ・参加の原則
 - ・協働の原則

第2章 自治運営を担う主体の役割・責務等

市民

- 市民（第6条・第7条）
市民の権利、責務
- 事業者の社会的責任（第8条）
- かわさきコンパクト他
- コミュニティの尊重等（第9条）
- 都市型コミュニティの検討 他

代表・信託

市民の福祉の増進

議会

- 議会（第10条・第11条）
議会の設置
議会の権限及び責務
- 議員（第12条）
議員の責務

代表・信託

議決監視立案

市長等

- 市長等（第13条・第14条）
市長の設置、市長等の権限、責務等
- 行政運営等（第15条～第18条）
行政運営の基本等、財政運営等、評価
- 《市政運営の3本柱》
・新総合計画・川崎再生フロンティアプラン
・新行財政改革プラン
・自治基本条例
- 苦情、不服等に対する措置
- 市民オンブズマン、人権オンブズパーソン
- 区（第19条～第22条）
区及び区役所の設置、区長の設置及び役割、必要な組織の整備等、**区民会議**
- ・区役所の組織整備等
・窓口サービスの向上
・市民活動に対する支援
・「区民会議条例」（平成18年4月1日施行） 他

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

情報共有による自治運営

第23条 情報提供
・要綱等の公表（平成19年7月から）
※政令市初
・市政だより、HP 他

第24条 情報公開
・「情報公開条例」（昭和59年（廃止）/平成13年4月1日施行）

第25条 個人情報保護
・「個人情報保護条例」（昭和61年1月1日施行）

第26条 会議公開
・「審議会等会議の公開に関する条例」（平成11年4月1日施行）

第27条 情報共有の手法等の整備
・総合コンタクトセンターの設置・運営（平成18年4月本格運用開始）
・みやまえぼーたろう（平成18年7月から）
※政令市初
・地域ポータルサイト（全市版）の活用（平成20年1月から） 他

参加・協働による自治運営

第28条 多様な参加の機会の整備等
・市長への手紙
・かわさき市民アンケート
・タウンミーティング 他

第29条 審議会等の市民委員の公募
・「附属機関等の設置等に関する要綱」（平成9年7月1日施行）
※市民公募委員比率2割以上
※審議会等への女性参加比率35%以上（男女平等推進行動計画）

第30条 パブリックコメント手続
・「パブリックコメント手続条例」の制定（平成19年4月1日施行）

第31条 住民投票制度
・住民投票条例の制定（平成20年6月24日制定）

第32条 協働推進の施策整備等
・協働型事業のルール（平成20年2月策定）
・協働推進窓口の設置（平成20年7月）
・区における協働型等の事業提案制度の実施

- 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第33条）
・第1期自治推進委員会（平成19年2月7日～平成20年3月31日）
・第2期自治推進委員会（平成20年11月26日～平成22年3月31日）

第4章 国や他の自治体との関係

- 国や他の自治体との関係（第34条）